

平成29年度 港区立御成門中学校いじめ防止基本計画

港区立御成門中学校

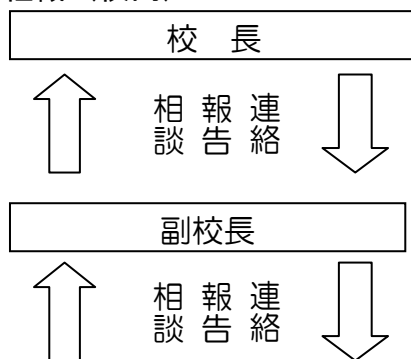
策定：平成26年11月 1日

改訂：平成28年 4月 1日

1 基本方針

- 1 「いじめはどこの学校でもどこの学級でも起こりうる」という認識を全教職員がもつ。
- 2 いじめは絶対に許されない行為であるという認識を生徒にも教師にももたせる。
- 3 いじめられている生徒の立場で考える。
- 4 生徒の悩みを受け入れる相談体制をより強化する。
- 5 年間を通じてよりよい人間関係を築く教育活動を展開する。
- 6 ふだんから生徒と教師との信頼関係を築いていく。
- 7 家庭との連携を強め、問題解決のために家庭に対して協力を求める。
- 8 警察や児童相談所等の関係機関とも連携を図り、それぞれの立場からの支援を行う。

2 いじめ対策委員会の組織（校内）



【構成】 常に報告・相談ができるよう〔企画委員会〕が兼ねる。

※いじめ発生時には、担任およびスクールカウンセラー、関係諸機関等も加え、拡大委員会を特設しその対応にあたる。

【主な活動】

- ・いじめ防止の年間指導計画及び活動事例の作成
- ・実態調査の作成及び実施（生活指導部との連携）
- ・保護者・地域への啓発活動
- ・保護者・地域・関係機関との連絡調整
- ・校内研修会の企画立案
- ・関係生徒の指導と援助 など

緊急いじめサポートチームの設置（いじめの事実が発見されたとき）

緊急いじめサポートチーム

- ◆ いじめの事実を発見したときは、学級担任・学年の教職員を含めいじめ対策委員会を開催する。
- ◆ いじめ対策委員会のメンバーの中から校内サポートチームを結成する。
- ◆ 必要に応じて、スクールカウンセラー等の専門家をサポートチームに加える。

【サポートチームが行うこと】

- ① 当該学年の指導体制の指示・確認
- ② 被害生徒及び加害生徒の把握及び指導
- ③ 被害生徒及び加害生徒の保護者対応
- ④ 事案に応じた関係機関との連絡調整
- ⑤ 地域への協力体制の構築

3 いじめをなくす学校の対応について

（1）いじめを未然に防ぐ取組

- ① いじめ早期発見のための取組【情報の収集と情報の共有化】
 - ア 生活意識調査の定期的実施（年3回）
 - イ 全教職員による「いじめ発見チェックシート」を使った情報共有
 - ウ 学校教育相談週間における担任・養護教諭・スクールカウンセラーとの生徒全員面談や三者面談などの定期的面談の実施
 - エ 担任と生徒との連絡帳「ライフ」を使った生徒の声の収集
 - オ 区教育委員会主催の「ハイパーQU」による生徒間のコミュニケーションに関する実態把握
 - カ 全教職員による校内巡回を通じた生徒の観察
- ② いじめを起こさない心の育成【自尊心とコミュニケーション能力の育成】
 - ア 教職員による「いじめ防止研修」の実施
 - イ いじめを起こさない「いじめ防止学習プログラム」やソーシャルスキル学習の実施
 - ウ 道徳授業地区公開講座における教育懇談会での保護者・地域との意見交換や講師による講演会の実施

（2）いじめ発生時の対応

- ① いじめられた生徒の指導
 - ア 緊急いじめサポートチームの設置

- イ 当該学年の指導体制の指示・確認
 - ウ 被害生徒からの事情聴取による詳細な事実確認及び指導
 - エ 被害生徒の安全確保のための居場所の設置や校内巡視・登下校の送迎
 - オ メンタルヘルス・ケアのための養護教諭・スクールカウンセラー・学校医等との面談
 - カ 被害生徒の保護者への状況報告及び協力要請
 - キ 座席替えなど友だち作りの支援
 - ク 自信や存在感をもたせる活動の場の提供
 - ケ いじめの状況に応じた関係機関との連絡調整
 - コ 教育委員会への報告・相談
- ② いじめた生徒の指導
- ア 加害生徒からの事情聴取による詳細な事実確認及び指導
 - イ いじめに至る原因と背景の確認
 - ウ いじめの状況に応じた出席停止措置などの検討
 - エ 立ち直るための支援
 - オ 加害生徒の保護者への状況報告及び指導
 - カ 教育委員会への報告・相談
- ③ 学級・学年全体への指導
- ア いじめについての指導（人権面、犯罪との関係、いじめ防止プログラムの実施など）
 - イ 環境の整備（教室掲示物の点検、言語環境の整備など）
 - ウ 豊かな人間関係を育むための指導（ソーシャルスキル学習、学級行事の充実など）
- ④ 家庭・地域との課題の共有
- ア 家庭教育の協力の要請（学校便りの活用、保護者会への参加促進など）
 - イ 保護者向け教育相談会の開催（スクールカウンセラーの同席など）
 - ウ 道徳授業地区公開講座での地域懇談会の実施

（3）いじめが終息したのちの対応

- ① 卒業時までの継続指導
- ア 教育相談の継続
 - イ 実態調査の実施
- ② 充実した学校生活への環境改善
- ア 全教職員による学級経営の見直し（校内研修の実施など）
 - イ 教室および校内環境の常時点検
 - ウ 話し合い活動などコミュニケーション能力育成をねらいとする授業や学級・学年行事の改善

- ③ 地域・家庭との連携強化
 - ア 地域でのボランティア活動の推進
 - イ 定期的な三者面談の実施
- ④ いじめ防止に関する学校評価の実施（学校ホームページ等による情報公開を含む）
 - ア 教職員による学校評価
 - イ 生徒による評価
 - ウ 保護者・地域（学校評議員など）による学校関係者評価

（４）ネット上のいじめの対応

最近のいじめの形態の一つに、「ライン」などのSNSを使ったネット上のいじめがある。これは、ネットがもつ匿名性と簡易性から発見や指導が困難であり、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなってしまう。また、短期間に深刻な状態に至ることなどが特徴として挙げられる。そこで、ネット上のいじめが発覚した際に以下の手順で対応を行っていく。

- ① 事態の収拾
 - ア 緊急いじめサポートチームの設置
 - イ 当該学年の指導体制の指示・確認
 - ウ 被害生徒からの事情聴取による詳細な事実確認及び指導
 - エ 教育委員会や警察署等の関係機関との連携及び書き込み削除の要請
- ② 被害生徒への対応
 - ア メンタルヘルス・ケアのための養護教諭・スクールカウンセラー・学校医等との面談
 - イ 被害生徒の保護者への状況報告及び協力要請
 - ウ 座席替えなど友だち作りの支援
 - エ 自信や存在感をもたせる活動の場の提供
- ③ 加害生徒への対応
 - ア 加害生徒からの事情聴取による詳細な事実確認及び指導
 - イ いじめに至る原因と背景の確認
 - ウ いじめの状況に応じた出席停止措置などの検討
 - エ 立ち直るための支援
 - オ 加害生徒の保護者への状況報告及び指導
 - カ 教育委員会への報告・相談
- ④ 学級・学年全体への指導
 - ア いじめについての指導（人権面、犯罪との関係、いじめ防止プログラムの実施など）
 - イ 環境の整備（教室掲示物の点検、言語環境の整備など）

ウ 情報モラルの指導（関係機関などからの外部指導者の招へいなど）

⑤ 家庭・地域との課題の共有

ア 家庭教育の協力の要請（学校便りの活用、保護者会への参加促進など）

イ 保護者向け教育相談会の開催（スクールカウンセラーの同席など）

ウ 道徳授業地区公開講座での地域懇談会の実施

（５）重大事態の対応について

①重大事態の報告

校内外において以下のように生徒の生命や財産が脅かされる重大事態が発生したと判断した場合、学校は速やかに教育委員会に報告するとともに、教育委員会及び関係機関から職員を派遣してもらい、その対応にあたる。

ア いじめにより生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

②調査の実施

重大事態の調査は、教育委員会の指示を受けながらアンケート調査のほか、生徒からの聞き取り調査等を必要に応じておこなう。

③調査結果の提供

調査結果は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して報告する。また、教育委員会を通して区長にも報告する。なお、これらの情報の提供については、他の生徒のプライバシーにも配慮するなど関係者の個人情報に十分に配慮する。

（６）その他

いじめのアンケート等、生徒から情報収集した書類等に関しては、卒業後 1 年間は保存する。

【参考】

いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの具体例（代表的なもの）

- ◆冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◆仲間はずれ、集団から無視をされる。
- ◆軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆金品をたかられる。
- ◆金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ◆嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ◆パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。